

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

15:18 1/7  
様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第22907報)

2021年11月8日15時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [11月8日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月7日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 11月7日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 9月27日、11月7日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンク」の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月9日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 11月4日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/7

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2021年11月8日 11:00現在

【留意事項】  
 各計測器については、地震やその他の異常速度の影響を受けて、誤報の使用開始方法を  
 知らせているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。  
 過去の状況を把握するために、このような計測器の正確さが不明瞭な計測器は、当該  
 の計測器から得られる情報を削除してデータの信頼性にも影響を及ぼしている。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 3.6 m <sup>3</sup> /h CS系: - m <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) ※6 ※6	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.5 m <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在)	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.4 m <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 内部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 23.7 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 23.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 23.1 °C (11/8 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 29.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 28.7 °C (11/8 11:00 現在)	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 28.3 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 27.0 °C (11/8 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 23.2 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 23.2 °C (11/8 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 29.8 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 29.5 °C (11/8 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 28.9 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 26.8 °C (11/8 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.32 kPa g (11/8 11:00 現在)	2.73 kPa g (11/8 11:00 現在)	0.45 kPa g (11/8 11:00 現在)	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.32 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.57 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.47 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.58 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.14 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.55 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	23.2 m <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (11/8 11:00 現在)	17.38 Nm <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) A系: 0.03 vol% B系: 0.02 vol% (11/8 11:00 現在)	19.66 Nm <sup>3</sup> /h (11/8 11:00 現在) A系: 0.10 vol% B系: 0.09 vol% (11/8 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 Xe135 ※2	A系: 指示値 1.20E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.80E-04 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 1.20E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.20E-04 Ba/cm <sup>3</sup> (11/8 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (11/8 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (11/8 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	24.5 °C (11/8 11:00 現在)	22.8 °C (11/8 11:00 現在)	18.6 °C (11/8 11:00 現在) ※5	
FPC 貯水タンク 水位	3.75 m (11/8 11:00 現在)	4.41 m (11/8 11:00 現在)	3.62 m (11/8 11:00 現在)	66.9 x100mm (11/8 11:00 現在)

【注釈に該当する項目】  
 ※1: 指示値が0.00%を超過する。(水素濃度が検出限界値を超過し、計測精度によりマイナス表示される場合があるため)  
 原子炉格納容器内排気流量は、原子炉格納容器内排気流量を基に計算する。  
 ※2: 放射能濃度が検出限界値を超過する場合は、放射能濃度を基に計算する。  
 ※3: 放射能濃度の検出限界値は、放射能濃度を基に計算する。  
 ※4: 放射能濃度の検出限界値は、放射能濃度を基に計算する。  
 ※5: 4号機使用済燃料プールの放射能濃度は、放射能濃度を基に計算する。  
 ※6: 作業者は、原子炉格納容器注水系統から放射能濃度を測定し、放射能濃度を基に計算する。

3/T

2021年11月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2021/11/07 07:36	< 4.3E+00	< 5.3E+00	< 4.9E+00
プロセス主建屋北東	2021/11/07 07:03	< 4.0E+00	< 4.0E+00	< 4.3E+00
プロセス主建屋南東	2021/11/07 07:31	< 5.0E+00	< 4.1E+00	< 4.6E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2021/11/07 07:21	< 3.9E+00	< 4.3E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2021/11/07 07:25	< 5.3E+00	< 5.6E+00	5.8E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2021/11/07 07:16	< 4.3E+00	< 4.7E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2021/11/07 07:12	< 4.3E+00	< 3.0E+00	< 3.5E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.E±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/7

2021年11月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2021/11/07 07:35	8.9E+00	< 4.6E-01	6.1E+00
物揚場排水路	2021/11/07 07:40	3.0E+00	< 5.4E-01	1.6E+00
K排水路	2021/11/07 06:00	1.0E+01	< 5.0E-01	7.8E+00
BC排水路	2021/11/07 06:00	4.6E+00	< 4.3E-01	< 7.5E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<)：小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。  
 (例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。  
 ・採取当日の降雨量は0 mm  
 ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。  
 ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/7

2021年11月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/11/07 08:05	—	< 6.9E-01	< 4.7E-01
1F 6号機取水口前	2021/11/07 07:55	< 1.3E+01	< 4.3E-01	8.5E-01
1F 物揚場前	2021/11/07 07:30	< 1.3E+01	< 5.2E-01	7.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/11/07 07:25	< 1.3E+01	< 4.6E-01	2.5E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2021/11/07 07:22	< 1.3E+01	< 4.4E-01	5.2E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2021/11/07 06:46	7.0E+00	< 4.9E-01	< 5.4E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/11/07 06:28	< 1.1E+01	< 3.7E-01	< 4.8E-01
1F 港湾中央	2021/11/07 06:24	< 1.1E+01	< 4.3E-01	< 5.4E-01
1F 港湾内東側	2021/11/07 06:26	1.9E+01	< 3.0E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内西側	2021/11/07 06:22	1.6E+01	< 2.8E-01	3.5E-01
1F 港湾内北側	2021/11/07 06:20	< 1.1E+01	< 2.5E-01	7.1E-01
1F 港湾内南側	2021/11/07 06:30	1.5E+01	< 2.6E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度*1			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不符号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0 とは, 0.0×10<sup>±0</sup> であることを意味する。  
 ・(例) 3.1E+01 は 3.1×10<sup>1</sup> で 31, 3.1E+00 は 3.1×10<sup>0</sup> で 3.1, 3.1E-01 は 3.1×10<sup>-1</sup> で 0.31 と読む。  
 ・物揚場前は, シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

6/7

2021年11月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/l)	H-3 (Bq/l)	Sr-90 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)	Cs-137 (Bq/l)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/09/27 08:30	1.1E+01	< 8.5E-01	—	< 6.4E-01	< 6.7E-01
1F 物揚場前	2021/09/27 07:45	< 1.3E+01	< 1.6E+00	1.2E-02	< 6.0E-01	< 4.3E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東京除塩北側)	2021/09/27 07:34	1.5E+01	6.0E+00	< 1.3E-01	< 6.4E-01	2.0E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遠水堤前)	2021/09/27 07:38	< 1.3E+01	4.7E+01	5.4E-01	< 6.5E-01	6.1E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2021/09/27 07:15	8.4E+00	< 8.6E-01	—	< 7.6E-01	< 7.1E-01
1F 港灣口 (T-0)	2021/09/27 06:37	< 1.3E+01	< 1.6E+00	< 3.8E-03	< 4.7E-01	< 3.9E-01
1F 港灣中央	2021/09/27 06:44	< 1.3E+01	2.6E+00	< 1.2E-01	< 6.6E-01	< 5.7E-01
1F 港灣内北側	2021/09/27 06:48	< 1.4E+01	< 1.8E+00	4.7E-03	< 2.6E-01	< 3.5E-01
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水暫行ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年)、Sr-90(約29年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±0とは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

・Sr-90以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防漏に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度(本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/lに換算した値を記載))

7/7

2021年11月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 Y核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンプルタンク)	J 2021/11/04 07:10	820	東京電力	< 1.6E+00	8.7E+02	< 6.4E-01	< 7.2E-01	検出なし	
			東北緑化環境保全(株)	4.4E-01	9.4E+02	< 6.1E-01	< 5.7E-01	検出なし	
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2	
告示濃度限度*3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

\*核種の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

\*不符号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

\*O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

\*1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

\*2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

\*3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

17:04

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22908報)

2021年11月8日16時55分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)  第22904報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクHに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時00分 ・排水終了 : 14時42分 ・排水量 : 701m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】
その他の事項の対応(注3)	※添付の有り。(無し)
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。